（様式2）

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度：令和7年度】

※1～5：所管課記入、6：指定管理者記入、7～8：指定管理者、所管課及び指定管理者評価委員会記入

所管課	市民生活部文化スポーツ課
指定管理者	協立管理工業株式会社

1 施設名等

施設名	桜木町多目的広場
住所	釜石市甲子町第14地割64番120
電話番号	無し
ホームページ	無し

2 施設の概要

設置年月	平成22年10月	根拠条例等	釜石市体育施設条例(平成9年12月15日条例第19号)
設置目的	市民の心身の健全な発達と体力の向上に資するため。		
施設内容	多目的広場		
利用料金	利用料金無し		
営業日等	休業日無し、年365日利用可		
営業時間	営業時間無し（日の出から日没まで）		

3 指定管理者

指定管理者名	協立管理工業株式会社
選定方法	(公募(応募者数:　1)) ・ 非公募(随意指定)
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日 （ 3 年間）

4 指定管理料(決算ベース)

令和6年度 (A)	令和7年度 (B)	差 (B) - (A)
（球技場と一括）　千円	（球技場と一括）　千円	千円

5 指定管理者が行う業務

①施設の積極的な利用の促進に関すること②施設の利用許可及び利用料金の収受に関すること③施設及び備品等の管理に関すること④諸設備の維持管理に関すること⑤施設の安全対策に関すること⑥有事の際の、施設の災害時等の利用に関すること

6 利用実績等

(1) 利用実績　（単位：人、件、%）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度 (A)	274	427	411	380	0	455	318	167	0	0	0	0	2,432
令和7年度 (B)	282	269	377	384	307	363	347	281	0	0	0	0	2,610
増減数 (B) - (A)	8	-158	-34	4	307	-92	29	114	0	0	0	0	178
主な増減要因等	利用者数が若干増となっている。冬期間を除く4月～11月までの利用で、桜木町周辺のソフトボールチームやグラウンドゴルフチームで大部分が高齢者である。												

(2) 利用料金収入　（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年度 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増減数 (B) - (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な増減要因等	利用無料により収入無し												

(3) 利用料金の見直し状況(対前年度比)

見直しの有無	有 ・ (無)
(有の場合)見直し内容	

(4) 営業日・時間の見直し状況(対前年度比)

総営業日数	令和6年度 ：365日
	令和7年度 ：365日
総営業時間	令和6年度 ：4,380時間
	令和7年度 ：4,380時間
見直しの有無	有 ・ (無)
(有の場合)見直し内容	

(5) サービス向上のため実施した内容

誰もがいつでも自由に立ち入れる施設である。雑草が生えることから、担当者が点検しながら草抜き、枯れ枝等の除去をおこなった。川砂を購入し、グラウンド脇に置き、利用団体が適宜、グランド整備できるようにしている。

(6) 利用者の主な声とその対応状況

鹿の糞が多い
グラウンドの掃除、草刈り、地ならし、枯れ枝取りをしてほしい⇒ 本社機動班が入り草抜き等を行っている。今後も利用者目線で作業の徹底を図る。

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じて加除修正してください。

評価項目	指定管理者	評価	所管課	評価	指定管理者評価委員会最終評価
施設の目標に沿った管理運営	良好に遂行できた	A	おおむね目標に沿った管理運営となっている。	B	B
平等な利用の確保	良好に確保できた	A	利用者間でトラブル等なく、おおむね平等な利用の確保となっている。	B	B
利用者サービス向上の取組み	良好に取り組んだ	A	特筆した取組みはなかったが、おおむね良好に取り組んでいる。	B	B
自主事業の実施	－	－	－	－	－
職員・管理体制	良好に遂行できた	A	職員は常駐していないが、定期的な見回り等を実施し、おおむね良好な管理体制となっている。	B	B
収支状況	－	－	－	－	－
今年度の取組み	良好に遂行できた	A	年間を通しておおむね計画的な取組みとなっている。	B	B
総合評価	良好に管理運営ができた	A	利用者と協力しながらおおむね適切な管理運営となっている。	B	B

〈評価分類〉
A：仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B：おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適切な管理運営が行われている。
C：仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D：仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 効果と課題

項目	指定管理者	所管課	指定管理者評価委員会
制度の効果	指定管理料を活用して、本社機動班による草刈りや除草作業、川砂の配置などを行っている。	草刈り・除草作業及び川砂の配置等、利用者ニーズに沿った管理運営を引き続きお願いしたい。	屋外施設であることから維持管理には多くの労力を要するものの、適切な管理運営が継続されている。今後も利用者ニーズを踏まえた運営を継続する必要がある。
施設の管理運営の課題	誰もがいつでも自由に立ち入れる施設で管理する者が常駐していないが、協立本社機動班が入り、点検や草刈り、除草などを行っている。ソフトボールやグランドゴルフ利用者の自主的な整備もお願いしたところ、除草作業や配置した川砂などを利用し整備していただいている。	常駐職員はいないが定期的な状況確認を実施しており、今後も継続していただきたい。 利用者と良好な関係を維持し、引き続き協力しながら施設を運営してほしい。	利用しやすい環境整備を継続するとともに、引き続き利用者との良好な関係を維持しながら適切な施設運営を行ってほしい。また、常駐職員が不在の中でも現在の管理水準を維持し、安全で円滑な施設運営に努めることを期待する。